

# 法人税法

## 本試験問題

### 【第一問】 問1 問1

グループ通算制度に係る次の(1)~(4)の間に答えなさい。

(1) 通算親法人となることができる法人について、簡潔に説明しなさい。

(2) 次の①及び②に掲げる法人が通算子法人となることができるかどうかについて、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

- ① 外国法人にその発行済株式の一部を保有されている内国法人である株式会社
- ② 一般財団法人

(3) 内国法人であるP株式会社(年1回3月末決算法人。以下「P社」という。)は、P社を通算親法人とし、P社がその発行済株式の全てを従来から保有する内国法人であるS<sub>1</sub>株式会社、S<sub>2</sub>株式会社及びS<sub>3</sub>株式会社(いずれも年1回3月末決算法人。以下それぞれ「S<sub>1</sub>社」、「S<sub>2</sub>社」及び「S<sub>3</sub>社」という。)を通算子法人とするグループ通算制度の承認を受けており、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度(以下「令和5年度」という。)についてグループ通算制度の適用を受けて確定申告を行うこととしている。各社の確定申告の状況及び通算前所得金額(法人税法第64条の5第1項に規定する通算前所得金額をいう。以下同じ。)又は通算前欠損金額(同項に規定する通算前欠損金額をいう。以下同じ。)は、次の【資料】のとおりである。この場合において、P社の令和5年度における損益通算に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

#### 【資料】

法人名	P社	S <sub>1</sub> 社	S <sub>2</sub> 社	S <sub>3</sub> 社
事業年度	令和5年1月1日~令和6年3月31日			
確定申告の区分	期限内申告	期限内申告	期限内申告	期限後申告
通算前所得金額	15,000,000円	5,000,000円	-	-
通算前欠損金額	-	-	10,000,000円	5,000,000円

(4) S<sub>3</sub>社は、上記(3)【資料】のとおり令和5年度の期限内申告を行っていたが、それから間もなくして令和5年度の決算で計上していた売上計上額に誤りがあり、上記(3)【資料】に記載されている通算前所得金額は、正しくは10,000,000円であったことが判明した。この場合において、P社の令和5年度における損益通算に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

## TAC予想問題

### ●全国公開模試【第一問】 問2 問2

内国法人乙株式会社(年1回12月末決算法人であり、定款に定められた会計期間を事業年度としている。以下「乙社」という。)は、令和5年10月8日に、グループ通算制度を適用している内国法人丙株式会社(年1回3月末決算法人で、このグループの親法人に該当する。以下「丙社」という。)に発行済株式の全てを保有されることとなった。乙社のグループ通算制度の加入に関して、(1)~(3)の間々に答えなさい。

(1) 加入時期の特例を受けない場合について、次の①及び②に答えなさい。

① 乙社について通算承認があったものとみなされる日を答えるとともに、その根拠となる規定を答えなさい。なお、祝日については考慮不要とする(以下の間において同じ)。

② 乙社の令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に開始する各事業年度がどのようになるか答案用紙に従い具体的な日付を答えなさい。なお、不要な解答欄は空白とすること。

(2) 加入時期の特例を受ける場合について、次の①~③に答えなさい。

① 一定の書類の提出が必要となるが、この書類の提出期限及び提出者を答えなさい。なお、具体的な日付、法人名等は答える必要はない。

② 乙社について最も遅い日をもって通算承認があったものとみなされた場合のその日付を答えるとともに、その根拠となる規定を答えなさい。なお、特例決算期間の意義についても答えること。

③ ②の場合において、乙社の令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に開始する各事業年度がどのようになるか答案用紙に従い具体的な日付を答えなさい。なお、不要な解答欄は空白とすること。

(3) グループ通算制度加入後の乙社の所得金額等の計算について、次の①~⑤に答えなさい。

① 乙社の課税所得の範囲に係る法令の規定を答えなさい。

② 乙社に課される法人税の課税標準に係る法令の規定を答えなさい。

③ ②の課税標準とされる金額の算出方法に係る法令の規定を答えなさい。

④ 通算加入事業年度(以下「当期」という。)において丙社に所得金額が生じ、乙社及び他の通算法人に欠損金額が生じている場合に、損益通算を行うことにより乙社の所得金額の計算がどのようになるか、関連する規定を答えなさい。なお、各社において損益通算の対象とならない欠損金額はない。また、用語の意義について触れる必要はない。

⑤ 丙社の当期においては、④の適用後においても所得金額がプラスとなっている。乙社においては、通算加入事業年度の翌事業年度(以下「翌期」という。)において、当期に計上すべき売上上の計上もれが判明し、当期分の確定申告書につき修正申告を行うこととなった。これにより乙社の当期分の損益通算前の所得金額はプラスとなるが、この場合の当期に行った損益通算に関して特に注意すべき規定を答えなさい。なお、④で解答した規定は 解答する必要はない。

【第一問】問2  
問2

内国法人であるX株式会社（年1回3月末決算法人。以下「X社」という。）は、W国に本店を有する外国法人Y社の500,000,000円の全額出資により令和3年4月1日に設立された。その設立以来、X社の発行済株式の全てはY社に保有され、追加の出資等も行われていない。この場合において、X社が当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）において支払う借入金金の利率につき、次の【事実関係】がある場合の当該利率に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。なお、与えられた事実関係以外の事項は考慮する必要はない。

【事実関係】

- X社は、新たな設備投資を行うため、W国に本店を有する外国法人Z社（Y社が100%出資。）から、令和4年4月1日に500,000,000円を借り入れ、令和5年4月1日に追加で700,000,000円を借り入れた。これらの借入金についてこれまでに元本の返済はなく、令和6年3月31日に当期に属する利息を支払った。なお、X社にはZ社からの借入金以外に利息等の支払の基因となる負債はなく、これらの借入金に係る借入利率は年利2%（利払日はいずれも各年3月31日の年1回。）であるが適正水準であり、X社には利息等の受取の基因となる貸付金等はない。
- X社との間に特定資本関係（租税特別措置法第66条の5の2第3項第2号に規定するものをいう。）のある他の内国法人は存在しない。
- Z社は、日本国内に恒久的施設を有しておらず、日本で課税対象となる所得はない。また、Z社は、X社の資金供与者等（租税特別措置法第66条の5第5項第2号に規定するものをいう。）には該当しない。
- X社の当期における調整所得金額（租税特別措置法第66条の5の2第1項に規定するものをいう。）は、100,000,000円である。

●実力完成答練 第3回【第一問】設問1  
設問1

年1回、3月末決算法人の内国法人A社（資本金等の額は300,000,000円で、設立以来変更はない。）は、毎期青色申告書を提出する家電製品の製造業及び同製品の卸売業を営む株式会社である。

A社は、内国法人B社及びX国（租税条約締結国ではない。）に本店を有する外国法人C社の出資によって平成5年に設立された法人で、その設立以来、A社の発行済株式総数はB社及びC社が50%ずつ継続して保有している（B社とC社には資本関係はない。）。

以下の【資料】に基づき、各問に答えなさい。なお、損金不算入額については、当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の所得計算における調整額を計算すること。

【資料】

1. 借入金及び支払利息に関する事項

A社は、令和2年4月に、B社から400,000,000円、C社から600,000,000円の借入を行い、毎期、B社に14,000,000円、C社に21,000,000円の利息を支払い、支払利息に計上している。

また、当該借入金について、それぞれ元本の返済日は令和10年12月と令和12年4月に一括返済の約定となっており、借入日からその元本に変動はない。A社は、これら借入金以外の利付負債は有していない。

なお、当該借入金利息について、B社では受取利息として毎期益金の額に算入し、法人税の申告を行っているが、C社は日本に恒久的施設を有しておらず、当該借入金利息は本国のX国における法人税申告の際に収益として認識させているが、日本の法人税の課税対象とはならない。

2. 自己資本の額に関する事項

租税特別措置法第66条の5《国外支配株主等に係る課税の特例》の計算上、自己資本の額は資本金等の額によるものとする。

3. 受取利息及び調整所得金額に関する事項

A社の当期における受取利息は500,000円（全て内国法人から受け取ったもの。）である。また、調整所得金額は32,000,000円と計算されている。

問1 租税特別措置法第66条の5に規定する国外支配株主等に係る課税の特例（過少資本税制）について説明したうえで、C社がA社の国外支配株主等に該当するか否かを答えるとともに、当該規定による損金不算入額を計算しなさい。

なお、資金供与者等の意義、過大支払利子税制との関係及び倍数の特例については、記載不要とする。

問2 租税特別措置法第66条の5の2に規定する対象純支払利子等に係る課税の特例（過大支払利子税制）について説明したうえで、当該規定による損金不算入額を計算しなさい。

なお、適用除外、過少資本税制との関係、超過利子額の損金算入及び用語の意義については、記載不要とする。

【第二問】問1  
【資料1】

(1) 当社の当期における法人税等に関する事項は、次のとおりである。

	前期末の 納付税額	当期中の 予定納税額	当期末の納付税額 及び還付税額
法人税及び地方税	7,976,800円	3,988,200円	△3,988,200円
法人都道府県民税	122,300円	61,100円	25,000円 △36,100円
法人市町村民税	563,900円	281,900円	65,000円 △216,900円
法人事業税及び 特別法人事業税	2,975,600円	1,487,700円	△1,487,700円
合 計	11,638,600円	5,818,900円	90,000円 △5,728,900円

(注1) 前期末の法人税額等を納付するため、前期に繰り入れた納税充当金13,000,000円を全額取り崩し、前期末の納付税額11,638,600円との差額を取崩しとして当期に収益計上した。

(注2) 当期中の予定納税額5,818,900円は、仮払税金勘定により経理処理した。なお、他に法人税及び地方法人税の延滞税100,000円があり、租税公課勘定により費用処理した。

(注3) 当期末の納付税額は法人都道府県民税及び法人市町村民税の合計90,000円であったため、同額を未払法人税等として費用処理した。また、当期中の予定納税額のうち5,728,900円は還付されることとなるが、何ら会計処理を行っていない。

(2) 当社の当期におけるその他の税金等に関する事項は、次のとおりである。

- 源泉所得税の不納付加算税30,000円を納付し、費用処理した。
- 従業員の業務中の駐車違反による反則金12,000円を納付し、費用処理した。
- 役員が業務外の運転中に速度超過により課された反則金25,000円を納付し、費用処理した。
- 固定資産税の納税通知書が届いたことから、1年分の納税額1,170,000円を未払金として費用処理した。
- 社会保険料の滞納による延滞金125,000円を納付し、費用処理した。
- 印紙税の納付額450,000円（うち過怠税は50,000円）を費用処理した。
- 不動産取得税3,840,000円を納付し、費用処理した。

●実力完成答練 第6回【第二問】問1

3. 租税公課に関する事項

(1) 甲社が当期において納付した租税公課等で、損金経理をしたものは次のとおりである。

- 源泉徴収された所得税等 302,981円(下記6参照)
- 固定資産税 450,000円
- 登録免許税及び不動産取得税 3,750,000円
- 印紙税 180,000円

(注) 印紙税のうち、15,000円は過怠税である。

(2) 上記以外に当期に納付した租税公課等で、仮払金経理をしたものは次のとおりである。

- 中間申告分法人税及び地方法人税 2,135,600円  
(注) このうち法人税が1,936,200円含まれている。
- 中間申告分住民税 298,800円
- 中間申告分事業税 693,100円

(3) 前期に損金経理した納税充当金は前期の年税額6,255,000円であり当期においてすべて取り崩しているが、そのうち前期確定申告分（法人税2,118,900円、地方法人税218,200円、住民税323,700円、事業税784,900円）は現金により納付し、前期中間申告分（法人税1,753,500円、地方法人税180,600円、住民税273,900円、事業税601,300円）は仮払金を消却している。

(4) 当期の確定申告に係る納税充当金は、年税額である35,000,000円を損金経理している。

●実力完成答練 第4回【第二問】問1

1. 租税公課に関する事項

前期に租税公課として費用計上した金額の中には交通反則金が含まれており、その内訳は下記のとおりである。なお、甲社には特殊関係使用人はいないものとする。

- 役員が休職中に犯した交通違反に係るもの 18,000円
- 使用人が休職中に犯した交通違反に係るもの 9,000円
- 役員が業務中に犯した交通違反に係るもの 60,000円
- 使用人が業務中に犯した交通違反に係るもの 55,000円

【第二問】問1

【資料2】

(1) 当社の当期における受取配当に関する事項は、次のとおりである。当社は源泉徴収税額控除前の金額を受取配当金勘定により収益計上し、源泉徴収税額については、租税公課勘定により費用処理した。また、当期末において当社にはA社及びB社以外に完全支配関係がある他の内国法人はなく、A社及びB社は他社の株式を保有していない。

銘柄	内容	計算期間	基準日	受取配当の額	源泉徴収税額	備考
A社株式	期末配当金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日	800,000円	-	(注1)
B社株式	中間配当金	令和5年2月1日～令和5年7月31日	令和5年7月31日	600,000円	122,520円	(注2)
C社株式	期末配当金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日	45,000円	9,189円	(注3)
D社株式	期末配当金	令和5年3月1日～令和6年2月29日	令和6年2月29日	150,000円	30,630円	(注4)
E社株式	期末配当金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日	2,200,000円	220,000円	(注5)
F社株式	期末配当金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日	50,000円	10,210円	(注6)

(注1) 当社は、A社の発行済株式数の100%を数年前から継続して保有している。

(注2) 当社は、B社の発行済株式数の100%を令和5年7月20日に一括で購入により取得した。

(注3) 当社は、C社株式を令和6年3月3日に購入により取得し、同年5月30日に保有株式の全てを売却した。なお、当社のC社株式の保有割合は発行済株式数の5%だった。

(注4) 当社は、D社の発行済株式数の20%を令和5年8月31日に購入により取得した。購入代価3,200,000円を有価証券勘定に計上するとともに、購入手数料132,000円及び名義書換料27,500円を費用処理した。

(注5) 当社は、外国法人であるE社の株式を数年前から保有しており、その保有割合はE社の発行済株式数の30%である。なお、E社から支払われた配当金は、その所在地国において損金の額に算入されるものではない。

(2) 当社は、G社との資本関係を解消するため、数年前から保有しているG社株式（取得価額5,000,000円、保有株式数100株）について、発行会社であるG社へ一株当たり180,000円で全保有株式を売却した。その後、G社から売却代金として源泉徴収税額控除後の15,855,900円が入金され、G社株式の取得価額との差額10,855,900円を有価証券譲渡益勘定に、より収益処理した。なお、G社の資本の払戻し直前の資本金等の額は75,000,000円であり、発行済株式の総数は1,000株であった。

●実力完成答練 第2回【第二問】問1

【資料7】

(1) X社が当期において受け取った配当等の内訳は、次のとおりである。いずれも配当等の額から源泉徴収税額を控除した手取額を収益計上している。

銘柄等	区分	計算期間	配当等の額	源泉徴収税額	備考
J社株式	期末配当	R 5.1.1～R 5.12.31	1,000,000円	153,150円	(注1)
K証券投信	期末配当	R 5.2.1～R 6.1.31	600,000円	91,890円	(注2)
L社株式	期末配当	2022.7.1～2023.6.30	400,000円	40,000円	(注3)
M社株式	期末配当	2022.4.1～2023.3.31	360,000円	36,000円	(注4)

(注1) 当期中に所有株式に異動があるのはJ社株式だけである。X社は、J社株式を当期中に初めて取得し、その異動状況は次のとおりである。この期末配当は定時株主総会の決議による利益剰余金の配当で、基準日は毎年12月31日である。

- ① 令和5年11月15日取得  
100株（1株当たりの取得価額50,000円）
- ② 令和6年1月8日取得  
100株（1株当たりの取得価額52,000円）
- ③ 令和6年2月15日譲渡  
50株（1株当たりの譲渡原価の額50,000円）
- ④ 令和6年3月16日取得  
20株（1株当たりの取得価額54,000円）

X社はJ社株式を売却した際、営業外収益に50,000円（譲渡対価2,550,000円と譲渡原価の差額）計上している。なお、J社の発行済株式総数は1,000,000株である。

(注2) 証券投資信託の受益権で、令和5年3月1日に取得して以来元本に異動はない。この受益権は、特定株式投資信託及び公社債投資信託に該当するものではない。

(注3) L社株式は外国法人L社が発行するものであり、源泉徴収税は外国税額である。X社は数年前にL社の発行済株式総数の5%を取得して以来、元本の異動はない。

(注4) M社株式は外国法人M社が発行するものであり、源泉徴収税は外国税額である。X社は数年前にM社の発行済株式総数の25%を取得して以来、元本の異動はない。なお、当該配当はM社において損金の額に算入されるものではない。

●直前対策補助問題 第4回 問1

【資料6】乙社との取引に関する事項

(1) 甲社は、さらなる事業拡大を目的とし、数年前より乙社の発行済株式総数50,000株のうち40,000株を保有していたが、令和5年9月7日に乙社に対しそのうち5,000株を譲渡した。

当該譲渡直前における甲社の保有する乙社株式の帳簿価額は1株当たり1,800円（合計72,000,000円）であるが、前期の決算において1株当たり200円の評価損を損金経理によって計上しており、その後戻し入れ等を行っていない。なお、当該評価損は法人税法第33条第2項に掲げる評価損計上事由には該当しないものであるため、適正に税務調整が行われている。

(2) 乙社の概要及び当該取引の内容は次のとおりである。

- ① 乙社の資本金の額 50,000,000円
- ② 乙社の資本金等の額 75,000,000円
- ③ 乙社の利益積立金額 15,000,000円
- ④ 乙社の自己株式の取得の対価 9,000,000円

(3) 甲社は当該取引に関し、次の経理処理を行っている。

(借) 現金預金 8,693,700円 (貸) 乙社株式 9,000,000円  
(借) 租税公課 306,300円

【第二問】問1

【資料3】

当社の当期における各役員に対する給与等の支給状況は、次のとおりである。

氏名及び役職名	続柄	持株数	給与等支給額		
			使用人職務分	役員分	
				給与	賞与
H氏(注1) 旧代表取締役社長	-	-	7,200,000円		50,000,000円
I氏(注2) 取締役部長 /代表取締役社長	H氏の長男	800株	10,200,000円		
J氏(注3) 専務取締役	I氏の長男	150株	7,200,000円	1,200,000円	
K氏(注4) 取締役営業所長	-	50株	600,000円	5,000,000円	
L氏(注5) 総務部長 /常務取締役	-	-	2,670,000円	3,600,000円	
合計	1,000株	3,270,000円	33,200,000円	1,200,000円	50,000,000円

(注1) H氏は、令和5年11月30日に事故により急逝したため、長男のI氏が同日に後任の代表取締役社長として就任した。また、同年12月10日に臨陣株主総会を開催し、弔慰金1,000,000円及び役員退職給与50,000,000円を支給を決定し、当期に費用処理した。なお、弔慰金の額は全額が税務上相当と認められるが、役員退職給与の額として税務上相当と認められる金額は30,000,000円である。

【第二問】問1

【資料4】

当社の固定資産及び減価償却等に関する事項は、次のとおりである。当社は、当期償却額を、損金経理により費用処理している。なお、当社は減価償却資産の償却方法の選定について、何ら届出を行っていない。

種類等	事業供用日	法定耐用年数	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	備考
建物M	令和6年4月3日	31年	160,000,000円	-	1,010,500円(注1)	
建物N	平成9年6月21日	38年	50,000,000円	10,037,279円	700,000円(注2)	
構築物O	平成25年2月13日	15年	4,000,000円	1,019,154円	200,000円(注3)	
機械装置P	令和5年5月31日	8年	11,430,000円	11,191,875円	1,450,000円(注4)	
機械装置Q	令和5年11月29日	8年	35,000,000円	-	5,500,000円(注5)	
器具備品R	令和5年10月14日	15年	700,000円	-	700,000円(注6)	
器具備品S	令和5年7月3日	6年	1,960,000円	-	1,960,000円(注7)	
器具備品T	令和6年4月1日	4年	1,584,000円	-	1,584,000円(注8)	

(注1) 建物Mは、令和6年3月28日に引渡しを受けており、その取得価額には不動産取得税3,840,000円が含まれていない。また、建物の設計料8,800,000円及び竣工時に落成式を行った際の諸費用1,700,000円を当期に費用処理した。

(注2) 建物Nには、繰越償却超過額が250,000円ある。

(注3) 構築物Oの改定取得価額は1,220,450円である。

(注4) 機械装置Pは、令和5年5月10日に国からの補助金7,620,000円を受けて前期に取得したものであるが、前期末までに補助金の返還の必要が確定しなかった。このため、当社では前期の確定した決算において圧縮特別勘定積立金8,000,000円を積み立て、適正に税務調整した。当期に補助金の返還の必要が確定したため、圧縮特別勘定積立金の全額を取り崩し、損金経理により固定資産圧縮損勘定7,000,000円を費用処理した。

(注5) 当期に取得した機械装置Qは、租税特別措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等に該当するため、特別償却率準備金10,500,000円を剰余金の処分により積み立てた。なお、機械装置Qの据付けに要した1,430,000円は、当期に費用処理した。

(注6) 器具備品Rは、1台当たり70,000円の事務机を10台購入したものであり、そのうち7台は自社で利用している。なお、当社は【資料2】におけるA社の事業の管理運営を行っており、残り3台は当社がA社に貸し付けて、使用料収入を得ている。

(注7) 器具備品Sは、貸付目的で1台当たり98,000円のエアコンを20台購入したものである。なお、貸付期間の終了後に器具備品Sの販売業者がその売却先を斡旋する旨の契約を締結しており、貸付収入と売却見込額の合計額は1,900,000円である。

●直前予想答練 第1回【第二問】問5

【資料6】給与等に関する事項

- 前期の令和5年3月15日に事情により退任した取締役H氏の役員退職給与につき、次の事実がある。
  - 令和5年3月3日に開催した取締役会においてH氏に対する役員退職給与を9,000,000円と内定し、前期において次の経理処理を行っていた。
    - (借) 役員退職給与 9,000,000円 (貸) 未払金 9,000,000円
  - 令和5年5月28日に開催した定時株主総会において上記退職給与の支給を決議するとともに、令和5年5月31日にH氏に対して支給し、次の経理処理を行っている。
    - (借) 未払金 9,000,000円 (貸) 現金預金 9,000,000円
  - H氏に対する役員退職給与として相当額は7,500,000円であると認められる。

●全国公開模試【第二問】問1

問1 【資料1】をもとに、次の①及び②に答えなさい。

- ① 当期の減価償却資産に係る損算入額（リース取引に係る支払利息を除く。）を計算し、「項目欄」に金額を記載しなさい。
- ② 当期の決算修正仕訳を答えなさい。

【資料1】減価償却資産に関する事項

- 当期において取得した減価償却資産は次のとおりであり、いずれの資産も取得・事業供用時に仕訳帳に資産計上している。なお、当社は減価償却資産の償却方法の選定・届出をしていない。

種類等	取得価額	法定耐用年数	備考
器具備品a	800,000円	5年	(注1)
器具備品b	4,500,000円	4年	(注2)
器具備品c	4,050,000円	5年	(注3)
リース資産	7,200,000円	8年	(注4)

- (注1) 取得価額は1個当たり80,000円の資産を10個取得したものの合計額である。なお、当社は器具備品aのすべてをA社に貸し付けている（主要な事業としての貸付けに該当するものである。）。
- (注2) 取得価額は1個当たり150,000円の資産を30個取得したものの合計額である。なお、当社は器具備品bのすべてを取引先に貸し付けている（主要な事業としての貸付けに該当するものでない。）。
- (注3) 取得価額は1個当たり270,000円の資産を15個取得したものの合計額である。なお、当社は器具備品cを当社で使用する目的で取得している。

〔第二問〕問1

【資料5】

当社の当期において損金経理により接待交際費勘定で費用処理した金額の合計額9,190,000円の中には、次の支出が含まれている。なお、所定の事項が記載された書類は適切に保存されており、損金算入限度額計算に必要な明細書等を添付している。

- (1) 専ら従業員の慰安を目的として行った新年会の費用 190,000円
- (2) 得意先との会食費（参加人数は6名） 26,400円
- (3) 年末に取引先等に配付したカレンダーの製作費用 637,000円
- (4) 租税特別措置法第61条の4に規定する接待飲食費 2,386,000円

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問1

5. 交際費等に関する事項

- (1) 当期の損益計算書に計上されている交際費の金額は15,500,000円であり、その中には次のものが含まれている。下記以外のものについては、租税特別措置法第61条の4の交際費等に該当するものとする。
- ① 取引先の会長が死亡したことにより支出した香典 100,000円
  - ② 従業員全員を対象とした慰安旅行のために支出した費用 2,000,000円
  - ③ 得意先との会食食事代で通常要する費用 950,000円
  - ④ 得意先との接待に係る飲食費で一人当たり5,000円以下のもの 600,000円
  - ⑤ 得意先との接待に係る飲食費で一人当たり5,000円超のもの 5,000,000円
  - ⑥ 令和5年3月30日に得意先を飲食店にて接待した際の費用 80,000円  
(令和5年4月1日の支出時に費用計上、一人当たりの金額が20,000円)

〔第二問〕問2

問2

U社は、青色申告法人である内国法人である。その資本構成は、資本金30,000,000円、資本準備金5,000,000円及びその他資本剰余金10,000,000円である。

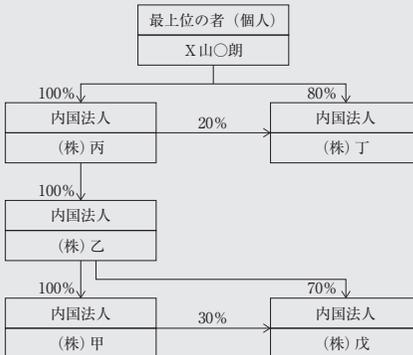
U社にはV社（数年前にU社が80%、U社とは資本関係のない会社が20%の割合で出資設立。）とW社（数年前からU社が100%の株式を継続保有。）のグループ会社があるが、V社及びW社の業績が悪化しているため、当期に次の経済的支援を行った。この場合において、U社、V社及びW社の当期における税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・社外流出の別）を、計算過程の欄に計算過程を示した上で記載しなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨及びその理由を該当する計算過程の欄に記載しなさい。なお、U社の寄附金の損金不算入額計算をする際の所得の金額（寄附金の支出額を加算する前の額）は84,000,000円であった。

- (1) U社がV社に対して長期間未回収となっている売掛金50,000,000円につき、U社はV社に対する経済的支援の一環として債権放棄をしてその旨を通知し、貸倒損失として処理した。  
また、Vは、U社による当該売掛金に係る債務の免除について、何ら会計上の処理を行っていない。なお、V社に対する経済的支援の一環としての債権放棄は、税務上、相当な理由が行われたものとはいえない。
- (2) U社は、W社に対する経済的支援の一環としてW社の工場敷地（帳簿価額16,800,000円、時価20,000,000円）を35,000,000円で買い取った。また、W社は、この工場敷地の譲渡について譲渡益18,200,000円を収益計上した。

●直前対策補助問題 第7回 問1

〔出資関係図〕

内国法人である甲社と完全支配関係がある法人との当期首における関係は次のとおりである。なお、甲社及び次の法人はグループ通算制度の適用を受けておらず、甲社を除く各法人の資本金の額（資本金等の額も同額）は、丙社が4億円、丁社が5億円、乙社が1億円、戊社が3千万円である。



設問2〔資料2〕に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答については、税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・社外流出の別）及びその計算過程を記載しなさい。

〔資料3〕丁社との取引に関する事項

甲社は当期において、丁社に対して次の資産をそれぞれ譲渡している。なお、T社の決算期は甲社と同様、年1回3月末である。

- (1) 令和5年11月10日、甲社が平成31年3月に取得し事業の用に供していた機械装置X（譲渡直前帳簿価額9,000,000円、時価12,500,000円、繰越償却超過額1,000,000円）を帳簿価額相当額で譲渡し、次の処理をしている。

現金 9,000,000円／機披装置X 9,000,000円

丁社は機械装置Xを同年12月から事業の用に供し、令和6年3月末現在、使用中である。また、丁社は機械装置Xの耐用年数を6年として償却限度額相当額を損金経理した。

〔資料6〕その他に関する事項

- (1) 甲社は、戊社の株式を譲渡（〔資料4〕参照）した後に戊社に対して資金繰りを援助するために金銭1,000,000円を贈与し寄附金に計上している。
- (2) 前期から繰り越された青色欠損金額が1,500,000円ある。